

## 足立区環状七号線 C 地区 沿道地区計画制度適用のお知らせ

環状七号線C地区一下図 ア・イ・ウ・エの区域－（道路端から概ね30m）に対し、沿道の交通騒音の防止と適正かつ良好な市街地の形成のため、平成元年3月20日に沿道地区計画を策定しております。

この区域内で建築物を建てたり、土地の区画形質を変更したりする時などには、「沿道地区計画の区域内における行為の届出書」による届け出が必要です。

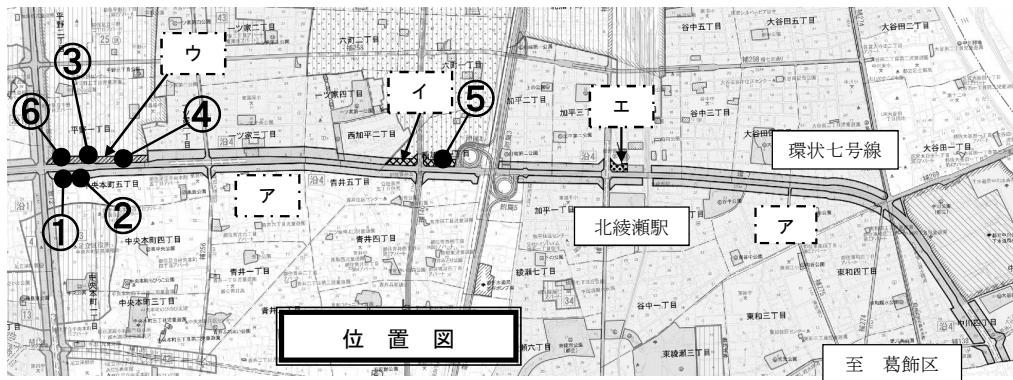
**届出は、工事着手の30日前までに提出してください。**

### 『地区施設』

番号	幅員	備考
①	4.0m	拡幅
②	4.0m	拡幅
③	4.0m	拡幅
④	8.0m	拡幅・新設
⑤	8.0m	新設
⑥	4.0m	拡幅

### ◆ 問い合わせ先 ◆

足立区 都市建設部 建築室 開発指導課 用途照会係  
足立区中央本町一丁目17番1号 中央館4階  
電話 03-3880-5111（内線 2651～2652）



◎「防音工事助成」と「緩衝建築物の建築費等一部負担」については、下記へお問い合わせください。  
東京都建設局 道路管理部 管理課 沿道整備担当  
新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第二本庁舎7階南側  
電話 03-5320-5279（直通）

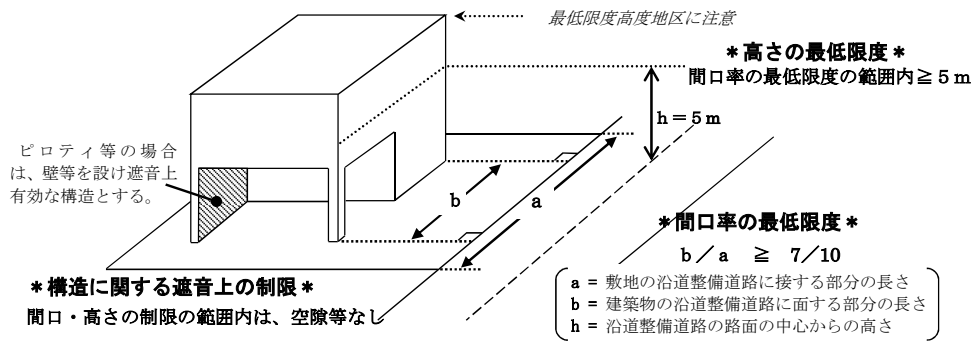
令和4年6月発行

## 沿道地区計画の概要 ＝建築物等に関する制限＝

地区区分	アの区域 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black;"></span>	イの区域 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></span> (六町・西加平)	ウの区域 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></span> (平野)	エの区域 <span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; background-color: #cccccc; border: 1px solid black; border-radius: 50%;"></span> (北綾瀬)
建築物の 間口率の 最低限度	1 環状七号線に面する建築物 7/10 ただし、都市計画施設内は適用を除外する。 2 それ以外の建築物 —			
建築物等の 高さの 最低限度	1 環状七号線に面する建築物 5m（遮音上の高さ） ただし、都市計画施設内は適用を除外する。 2 それ以外の建築物 —			
建築物の 構造に関する 遮音上の制限	1 環状七号線に面する建築物 環状七号線の路面の中心からの高さが5m未満の範囲を空隙の少ない壁が設けられたものとするなど遮音上有効な構造とする。ただし、都市計画施設内は適用を除外する。 2 それ以外の建築物 —			
建築物の 構造に関する 防音上の制限	居室等の開口部並びに屋根・外壁等は防音上有効な構造 <b>* 沿道整備道路より20mの範囲</b>			
建築物等の 用途の制限	—	ナイトクラブ、ダンスホール、風俗営業等の一部禁止。	ナイトクラブ、ダンスホール、風俗営業等の一部禁止。	—
建築物の 敷地面積の 最低限度	—	83㎡		—
壁面の位置 の制限	—	計画図に示す道路境界線から建築物の外壁又はこれにかわる柱の面まで0.5m以上	道路境界線から建築物の外壁又はこれにかわる柱の面まで0.6m以上	計画図に示す道路境界線から建築物の外壁又はこれにかわる柱の面まで0.5m以上
建築物等の 形態又は色彩 その他の意匠 の制限	—	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色あいのものとする 屋外広告物は、地区の良好な美観、風致などを考慮したものとし、災害時の安全性を確保するため腐朽又は破損しやすい材料の使用を防止するものとする		建築物の形態・意匠・色彩等については、周辺環境や都市景観に配慮したものとする 屋外広告塔や広告板、屋上設置物等は、街並みに配慮するものとする 建築物の屋根及び外壁の色彩は、刺激的な原色を避け、周辺の環境と調和したものとする
垣又は 柵の構造 の制限	生け垣又はフェンス * 高さ1m以下又は法令上やむを得ないものは除く。	生け垣又はフェンス * 高さ0.6m以下又は法令上やむを得ないものは除く。		

■ 各制限の内容の詳細は、計画書を参照ください。

■建築物の間口率の最低限度・建築物等の高さの最低限度及び構造に関する遮音上の制限について（例）



■沿道地区計画届出書添付書類 \*提出部数は、2部（正・副）です。

1 建築物の新築・改築・増築を行う場合

- ① 委任状（様式有）
- ② 案内図（縮尺任意）
- ③ 配置図（ $S = 1/200$ 以上）
  - ※ 敷地が沿道整備道路に接する場合は、敷地の沿道整備道路に接する部分の長さ（沿道整備道路に湾曲がある場合は、敷地両端の隣地境界点を結んだ線分の長さ）と建築物の沿道整備道路に面する部分の長さ（沿道整備道路若しくは上記線分に水平投影）を表示すること。
  - ※ 間口率の計算式
  - ※ 敷地が用途地域の二以上にまたがる場合は、その境と面積を表示すること。
  - ※ 垣若しくは柵を設ける場合は、その位置と断面を表示すること。
  - ※ 壁面の位置の制限がある場合は、道路から壁面までの有効距離を表示すること。（イウエの区域）
- ④ 各階平面図（ $S = 1/200$ 以上）
  - ※ 建築物が沿道整備道路から奥行 $20\text{m}$ 内外にわたる場合は、 $20\text{m}$ の線を表示すること。
- ⑤ 二面以上の建築物の立面図（ $S = 1/200$ 以上）
  - ※ 沿道整備道路の中心からの高さ $5\text{m}$ のラインを表示すること。
  - ※ 屋根・外壁の色を表示すること。（ウエの区域）
- ⑥ 二面以上の建築物の断面図（ $S = 1/200$ 以上）

建築物の構造に関する防音上の制限について（以下の性能を添付書類に明示すること）

ド ア：JIS A4702に規定するT-1等級以上の遮音性能を有するものとする

マ ド：JIS A4706に規定するT-1等級以上の遮音性能を有するものとする

ガラス：厚さ $5\text{mm}$ 以上のものとする

換気扇：開閉装置付きのものとする（壁取付型の場合）

給気口：開閉装置付きのものとする

2 土地の区画形質の変更を行う場合

- ① 委任状（様式有）
- ② 案内図（縮尺任意）
- ③ 設計図（ $S = 1/200$ 以上）
- ④ 垣若しくは柵の断面図（ $S = 1/100$ 以上） ※垣若しくは柵を設けない場合は不要。

注 ◎ 縮尺は建築確認申請と同一であれば可です。

◎ 届出は、行為着手の30日前までに必ず行ってください。

◎ 当該届出に係る事項のうち設計又は施行方法に変更が生じた場合は、変更部分の行為着手の30日前までに「行為の変更届出書」（様式有）の提出が必要となります。

■沿道地区計画の届出チェックリスト

届出書	<input type="checkbox"/> 届出日 <input type="checkbox"/> 届出者、住所 <input type="checkbox"/> 行為の場所 <input type="checkbox"/> 着手予定日（届出日の30日以降） <input type="checkbox"/> 完了予定日 <input type="checkbox"/> 敷地面積 <input type="checkbox"/> 建築面積 <input type="checkbox"/> 延べ面積 <input type="checkbox"/> 沿道整備道路に面する建築物の水平投影長さ <input type="checkbox"/> 沿道整備道路に面する敷地の長さ <input type="checkbox"/> 高さ <input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 垣・柵 <input type="checkbox"/> 連絡先
委任状	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 日付 <input type="checkbox"/> 敷地所在地 <input type="checkbox"/> 代理人
建築確認のチェックリスト	<input type="checkbox"/> 沿道地区計画区域内
沿道整備道路に面する建築物	間口率 $\frac{m}{m} = \frac{\text{（沿道整備道路に面する建築物の水平投影長さ）}}{\text{（沿道整備道路に面する敷地の長さ）}} \geq \frac{7}{10}$
	遮音上の高さ <input type="checkbox"/> 間口率 $7/10$ を満たす部分の高さ $\geq 5\text{m}$
	遮音上の制限 <input type="checkbox"/> 間口率 $7/10$ を満たす部分 *高さ $5\text{m}$ 以下の部分ピロティなどの空隙なし
沿道から20m以内の居室	防音上の制限 <input type="checkbox"/> ドア      T-1等級以上の遮音性能 <input type="checkbox"/> 換気扇（壁付）      開閉装置付 <input type="checkbox"/> 窓      T-1等級以上の遮音性能 <input type="checkbox"/> 給気口（壁付）      開閉装置付 <input type="checkbox"/> ガラス      厚み $5\text{mm}$ 以上 <input type="checkbox"/> 排気口（壁付）      開閉装置付
建築物等の用途の制限	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の一部禁止（イ・ウの区域）
建築物の敷地面積の最低限度	<input type="checkbox"/> 敷地面積 $\geq 83\text{m}^2$ （イ・ウ・エの区域）
壁面の位置の制限	<input type="checkbox"/> 道路境界線からの距離 $\geq 0.5\text{m}$ （イ・エの区域） <input type="checkbox"/> 道路境界線からの距離 $\geq 0.6\text{m}$ （ウの区域）
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<input type="checkbox"/> 屋根・外壁の色彩は落ち着いた色合い（ウ・エの区域） <input type="checkbox"/> 屋外広告塔や広告板、屋上設置物等は、街並みに配慮（ウ・エの区域）
垣又は柵の構造の制限	<input type="checkbox"/> 生垣 <input type="checkbox"/> フェンス <input type="checkbox"/> 設置なし <input type="checkbox"/> 高さ $1\text{m}$ 以下のコンクリートブロック造等（アの区域） <input type="checkbox"/> 高さ $0.6\text{m}$ 以下のコンクリートブロック造等（イ・ウ・エの区域）

★沿道から20m以内の居室（防音上の制限）  
 店舗・事務所等の休憩室などは対象外。 \*原則として住宅・病院・学校等。